

京都府キンボールスポーツ連盟

講習会指導者等日当規則

(目的)

第1条 この規則は、京都府キンボールスポーツ連盟が依頼する講師等の対価として支払う日当に関して必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 日当の支払対象者は、派遣された者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(日当の種類)

第3条 日当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講習会等の実施の対価
- (2) 講習会場までの交通費

(日当の額)

第4条 事業実施に係る費用は下記のとおりとする。

	基準額	備考
①指導者日当	1,000円	5時間以内(移動時間を含まない)
②交通費	実費相当額	

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規則は、総会にて承認を受けた日より施行する。